

まずは金融機関に相談しましょう

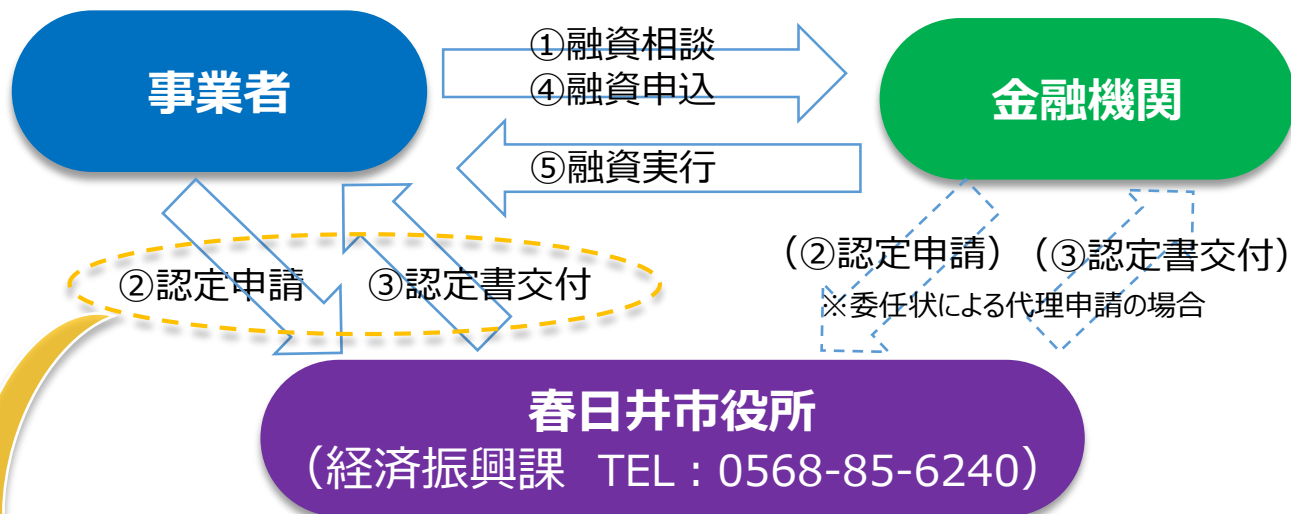
新型コロナウイルス拡大の影響を受けて、現在、国や県による制度融資が拡充されていますが、それらの制度活用をお考えの事業者の方もいらっしゃると思います。

制度のご利用にあたり、それぞれで融資条件が異なりますので、事業内容・状況に応じて適切な制度を活用いただくため、まずはお付き合いのある金融機関の窓口にご相談ください。

ご注意ください

- ◆ 市役所では融資は行っていません
- ◆ 最終的に融資判断を行うのは金融機関です
- ◆ 制度によっては市役所の認定が必要です

制度融資の流れ



認定申請で来庁される場合は、事前に電話予約をお願いします。

市役所による認定が必要な融資制度

- セーフティネット保証（4号）
- セーフティネット保証（5号）
- 危機関連保証

市役所により売上減少等の条件を満たしているか確認・認定を行います。

日本政策金融公庫等の政府系金融機関でも新型コロナウイルス対応の無利子・無担保融資を行っています。

日本政策金融公庫

中小企業の方 : 052-551-5181 (名古屋支店)

小規模事業者の方 : 052-221-7241 (名古屋中支店)

春日井市 経済振興課

TEL : 0568-85-6240

FAX : 0568-84-8731

E-mail

keizai@city.Kasugai.lg.jp